

監査委員 告示番号	監査委員告示名	公布年月日
監査委員 告示第9号	さいたま市監査事務局規程の一部を改正する告示	令和5年3月29日

さいたま市監査委員告示第9号

さいたま市監査事務局規程の一部を改正する告示

さいたま市監査事務局規程（平成13年さいたま市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 事務局に理事、副理事、事務局次長（以下「次長」という。）<u>、参事、総合調整幹又は調整幹</u>を置くことができる。</p> <p>3 監査課に副参事、課長補佐、主幹、<u>専門幹</u>、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2</u> 課長及び係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p><u>3</u> 理事、副理事、<u>次長、参事、副参事、総合調整幹及び調整幹</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> 主幹、<u>専門幹</u>及び主査は、<u>上司</u>の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p><u>6・7</u> [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 事務局に理事、副理事、事務局次長（以下「次長」という。）<u>又は参事</u>を置くことができる。</p> <p>3 監査課に副参事、課長補佐、主幹、参与又は主査を置くことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2</u> 次長は、局長を補佐するとともに、<u>上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>3</u> 課長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p><u>4</u> 理事、副理事、<u>参事及び副参事</u>は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> 係長は、<u>上司の命を受け、係の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>7</u> 主幹及び主査は<u>上司</u>の命を受け、担当事務に従事し、所属の職員があるときは、その事務を処理するためこれを指揮監督する。</p> <p><u>8・9</u> [略]</p>

この告示は、令和5年4月1日から施行する。